

知多市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年3月31日

知多市長 宮 島 壽 男

知多市規則第15号

知多市職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

知多市職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成7年知多市規則第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

改正後	改正前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第1号から第11号まで (略)</p> <p>(12) <u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。) を養育する職員が、その子の<u>看護等</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話、<u>疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話若しくは学校保健安全法(昭和33年法律第56号)第20条の規定による学校の休業その他これに準ずるものとして市長が定める事由に伴うその子の世話を行うこと又はその子の教育若しくは保育に係る行事のうち市長が定めるものへの参加をすること</u>をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日 (その養育する<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子が2人以上の場合にあっては、10日</u>) の範囲内の期間</p> <p>第13号から第22号まで (略)</p> <p>第2項から第4項まで (略)</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 (略)</p> <p>第1号から第11号まで (略)</p> <p>(12) <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。以下この号において同じ。) を養育する職員が、その子の<u>看護</u> (負傷し、若しくは疾病にかかったその子の世話<u>又は疾病の予防を図るために必要なものとして市長が定めるその子の世話を行うこと</u>をいう。) のため勤務しないことが相当であると認められる場合 1年度において5日 (その養育する<u>小学校就学の始期に達するまでの子が2人以上の場合にあっては、10日</u>) の範囲内の期間</p> <p>第13号から第22号まで (略)</p> <p>第2項から第4項まで (略)</p>